

越前市浄化槽維持管理協会業務契約約款

(委託契約申込みの承諾)

第1条 当協会は、一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会施行規則（以下「施行規則」といいます。）第2条に規定する区域の合併処理浄化槽設置者から本浄化槽維持管理業務委託契約（以下「委託契約」といいます。）の申込みがあったときは、受け付けた順にしたがって承諾します。

2 下水道整備区域内で、既に供用開始が告示された地域については、委託契約申込みの承諾はいたしません。

3 当協会は、前項の規定にかかわらず、委託契約の申込みをした者（以下「委託契約者」といいます。）が、維持管理業務委託料（以下「委託料金」といいます。）を現に怠り、又は怠る恐れがあると認められるときは、その申込みを承諾しないことがあります。

(委託契約者の氏名等の変更の届け出)

第2条 委託契約者は、住所、氏名又は納付書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当協会へ届け出いただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、当協会に届け出がないときは、当協会に届け出ている住所、氏名又は納付書の送付先への郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

(契約の解除)

第3条 当協会は、委託契約者が次のいずれかに該当するときは、委託契約を解除します。

- (1) 委託料金を6か月以上支払わないとき。
- (2) 委託契約の申込みにあたって、当協会所定の書面に反する記載が判明したとき。
- (3) 第2条の契約者の氏名等の変更の届け出の規定に違反したとき、及びその規定に反する事実が判明したとき。
- (4) 委託契約者の義務規定に違反したとき。
- (5) 下水道整備区域内の供用開始が告示された地域において、告示後1年が経過したとき。

(委託料の支払い義務)

第4条 委託契約者は、施行規則に定める委託料金の支払いを要します。

(延滞利息)

第5条 委託契約者は、委託料金について支払期間を経過してもなお支払いがない場合は、支払期間の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当協会が定める方法によって支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(委託契約者の適正使用の義務)

第6条 委託契約者は、浄化槽の性能を最大に発揮させ良質な放流水が確保できるように使用上の注意を守ってください。

2 委託契約者は、保守点検、水質検査、清掃等の業務を行う場合は立会いをしてください。

3 送風機の電源は勝手に切らないでください。

(維持管理受託業務の内容及び範囲)

第7条 当協会が、浄化槽の維持管理を行う受託業務の内容及び範囲は、次のとおりとします。

- (1) 法定検査 浄化槽法第7条及び同法第11条による水質検査
- (2) 保守点検 浄化槽法第8条による保守点検
- (3) 清掃 浄化槽法第9条による清掃
- (4) 薬剤補充 消毒剤等の補充
- (5) 修繕 浄化槽本体及び送風機の破損・故障による修繕・取換えとし、対象範囲は施行規則によります。ただし、設置者の故意若しくは不注意又はその他の外的要因による破損・故障については除外します。

(委託料金)

第8条 委託料金は、施行規則に定める額によります。

(委託料金の支払い方法)

第9条 委託料金の支払い方法は、次のとおりとします。

- (1) 委託料金の納入については預金口座振替の方法により、2か月分を隔月徴収するものとします。
- (2) 預金口座振替日は、当協会が指定する日とします。（おおむね月末となります）